

愛光学園同窓会 旅費規程

第1条 本規則は、会長の命により同窓会の用務のため、役員、その他関係者が出張する場合の旅費の支給に関する事項を定める。

第2条 旅費の支給対象は、会長が認めたものに限る。

第3条 出張者は、事前に目的、日程、交通経路について同窓会事務局に届け出なければならない。

第4条 旅費は、原則として最も経済的な経路および方法により移動した場合の実費を支給する。

第5条 旅費は次のとおりとする。

- (1) 鉄道運賃については通常普通車料金(含む普通車指定料金)とする。
- (2) 航空運賃については極力割引料金を利用する。但し、松山から主要空港への往復料金については、原則としてそれぞれ次の金額を上限とする。
 - ・東京(50,000円)、名古屋(45,000円)、大阪(40,000円)、福岡(50,000円)、
沖縄(50,000円)、札幌(90,000円)
- (3) その他については通常普通運賃とする。
- (4) 原則としてタクシー利用は認めない。やむを得ず利用した場合は理由を付して請求する。
- (5) やむを得ず宿泊を要する場合については原則として実費とする。
但し、東京および政令指定都市については20,000円を、
それ以外の場合には15,000円を上限とする。
- (6) 該当の用務である会議参加費等は実費とする。
- (7) 日当は支給しない。

第6条 旅費は原則として立替払いとし、事後、領収証を添えて事務局に請求する。

- 2 領収証の提出が困難な場合には支払証を作成し会長の承認を得て請求する。
- 3 旅費の請求に関する事項で本規則に定めがない場合は会長の決裁とする。

第7条 本規則の改定は、常任理事会で決議するものとする。

附則 1. 本規則は、令和6年1月19日より施行する。

愛光学園同窓会 慶弔見舞金規程

第1条 本規則は、同窓会会員、その他関係者の慶弔見舞金に関する事項を定める。

第2条 慶事については、本人が叙勲、受賞、表彰などの社会的榮譽を授かった場合、その他同窓会に多大な貢献をした場合とし、その対象先選定については、会長の承認により祝電を贈ることができる。ただし、その旨を常任理事会に報告することとする。

第3条 弔事については、第4条に定める会員と役員等およびその家族が死亡した場合とし、会長の承認により弔電を贈りまた必要と認められる場合には、弔慰金または供花を贈ることができる。ただし、その旨を常任理事会に報告することとする。

第4条 弔慰金等については、原則として次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 正会員(会費納入者) | 弔電、供花(10,000 円相当) |
| (2) 正会員(会費未納入者) | 弔電 |
| (3) 特別会員 (会則第3条) | 弔電、供花(10,000 円相当) |
| (4) 特別会員家族(1親等) | 弔電 |
| (5) 役員等 (会則第6条,9条) | 弔電、供花(10,000 円相当) |
| (6) 役員等家族 | 弔電 |

【会則】

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学園卒業生及び在学したもので理事会の承認を得た者
- (2) 特別会員 本学園の現・旧教職員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (2) 副会長 (3) 常任理事 (4) 理事 (5) 監事

第9条 本会に名誉会長、相談役、顧問を置く。

第5条 見舞金については、本人の会務上もしくは会務外の要因による傷病に対して見舞金を贈る。その対象先選定および見舞の方法等については常任理事会で決定する。

第6条 本規則に定めなき事項については、その都度、会長の承認を得て行うことができる。ただし、その旨を常任理事会に報告することとする。

第7条 本規則の改定は、常任理事会で決議するものとする。

附則 1. 本規則は、令和6年1月19日より施行する。